



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年1月18日金曜日 第1930号

◇ 目次 ◇

自衛官の追加募集.....23

自衛官の採用試験.....23

指定自立支援医療機関の指定.....23

医師の指定.....24

指定医師の所在地の変更.....24

指定医師の辞退の届出.....24

指定自立支援医療機関の指定.....24

指定自立支援医療機関の辞退の届出（2件）.....25

介護員養成研修事業者の指定.....25

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....25

県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（5件）.....26

保安林の指定の解除（2件）.....26

解除予定保安林（2件）.....27

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....27

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....29

建設業者の許可の取消し.....29

道路の区域変更（県道宇和三間線）.....29

道路の供用開始（ " ）.....30

開発行為に関する工事の完了.....30

道路の位置の変更.....30

道路の位置の指定（3件）.....30

監査公表

監査結果に基づく措置の公表.....31

公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....31

雑報

公示による通知.....32

告示

○愛媛県告示第46号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子（平成19年度3・4月採用分（追加募集））
平成20年1月21日（月）から
2月8日（金）まで

○愛媛県告示第47号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成20年2月10日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第48号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
あすなる薬局	西条市大町643番地2	安藤 智宏	精神通院医療（薬局）	平成20年1月1日

○愛媛県告示第49号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・呼吸器・じん臓機能障害	内 科	医療法人順天会放射線第一病院	瀧 川 圭 一	今治市北日吉町1-10-50	平成20年1月4日
"	"	四国中央市国民健康保険新宮診療所	越 智 拓 良	四国中央市新宮町大字新宮50	"
肢 体 不 自 由	整形外科・リハビリテーション科	愛媛県立子ども療育センター	脇 田 智 夫	東温市田窪2135	"
肢体不自由・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	"	大 藤 佳 子	"	"
肢体不自由・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	神 経 内 科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	橋 本 司	東温市横河原366	"

○愛媛県告示第50号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
大 森 徹	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1-1	平成19年4月1日
池 本 純	喜 多 医 師 会 病 院	大洲市徳森小鳥越2632-3	大 洲 中 央 病 院	大洲市東大洲5	平成19年4月1日
山 先 英 二	医療法人愛寿会西条愛寿会病院	西条市福武字蔵尾甲158-1	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1-5	平成19年12月7日

○愛媛県告示第51号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	国民健康保険久万高原町立病院	松 本 康 志	上浮穴郡久万高原町久万65	平成19年12月14日

○愛媛県告示第52号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
レディ薬局新居浜前田店	新居浜市前田町2-2	株式会社レディ薬局		平成20年1月4日
さくら薬局今治店	今治市共栄町2-2-1	有限会社蝶野		平成20年1月4日
ココ北伊予薬局	伊予郡松前町出作540-1	有限会社アルバ		平成20年1月4日
しんかわ駅前薬局	伊予市下吾川1994-2	大野 紀子		平成20年1月4日

あすなる薬局	西条市大町643 - 2	安藤 智宏	平成20年 1月4日
--------	--------------	-------	---------------

○愛媛県告示第53号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞退年月日
愛媛労災病院（腎臓に関する医療）	平成19年12月31日

○愛媛県告示第54号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第56号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年12月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金 の種類	利子補給率			農業近代化資金 の種類	利子補給率		
	法第2条第2 項第1号、第 2号及び第4 号に掲げる融 資機関が同条 第1項第1号 に掲げる者に 貸し付ける場 合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第 4号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第4号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合		法第2条第2 項第1号、第 2号及び第4 号に掲げる融 資機関が同条 第1項第1号 に掲げる者に 貸し付ける場 合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第 4号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第4号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合
1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金 （農地又は牧	年1分2厘5 毛	年1分2厘5 毛	年6厘	1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金 （農地又は牧	年1分2厘5 毛	年1分2厘5 毛	年4厘

野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)			
2～7 省略			

野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)			
2～7 省略			

○愛媛県告示第57号

県営中山間地域総合整備事業いよ高縄2期地区(儀式2工区)の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成20年1月21日から2月18日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第58号

県営中山間地域総合整備事業佐田岬半島東地区(田浪工区)の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成20年1月21日から2月18日まで
- 3 縦覧場所
八幡浜市役所

○愛媛県告示第59号

県営中山間地域総合整備事業東宇和西部地区(伊延西工区)の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成20年1月21日から2月18日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第60号

県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区(堂野窪工区)の換

地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成20年1月21日から2月18日まで
- 3 縦覧場所
西予市野村総合支所

○愛媛県告示第61号

県営中山間地域総合整備事業南宇和地区(長野工区)の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成20年1月21日から2月18日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場

○愛媛県告示第62号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八幡浜市五反田2番耕地525の2、2番耕地1113の3、2番耕地1113の4、2番耕地1114の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第63号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町山財1394（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第64号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
今治市大西町脇甲 269（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第65号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
今治市大西町脇甲 269（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第66号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年12月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）						（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類		利子補給率				漁業近代化資金の種類		利子補給率			
	法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 第1項第 1号から 第5号ま で及び第 10号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 （昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者に 貸し 付け る場	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者		法第2条 第2項第 1号から 第4号ま でに掲げ る融資機 関が、同 第1項第 1号から 第5号ま で及び第 10号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 （昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者	法第2条 第2項第 2号 第2項第 1号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第1 項第 1号 から に掲 げる 者

	いう。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	合	掲げる者(同号に掲げる者)にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	(同号に掲げる者)にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年6厘	年6厘
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、			同上	年6厘	年6厘
	いう。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	合	掲げる者(同号に掲げる者)にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	(同号に掲げる者)にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘	年4厘
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、			同上	年4厘	年4厘

漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

○愛媛県告示第67号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 1月18日から 2月 1日まで

○愛媛県告示第68号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 1月18日から 2月 1日まで

○愛媛県告示第69号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-14)第15208号	平成14年12月10日	(有)八木保組	八木 利征	今治市高市甲856-1	平成19年12月3日	土工事業 及び・土工事業	建設業の廃止
(般-14)第2360号	平成14年12月17日	栗田建設	栗田 明光	松山市南江戸1-4-3	平成19年12月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第2241号	平成14年12月10日	山洋建設(株)	西山 洋一	喜多郡内子町本川2424-1	平成19年12月10日	土工事業	建設業の廃止
(特-17)第7564号	平成17年5月30日	倉敷建設(株)	中瀬 鉄男	松山市溝辺町甲319	平成19年12月10日	土工事業	建設業の廃止
(般-18)第13648号	平成19年2月5日	(有)マクロ開発	中矢 康貴	松山市勝岡町34-7	平成19年12月10日	土工事業 及び・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第6337号	平成18年8月19日	日本建材(株)	三原 弘記	松山市南江戸1-1-21	平成19年12月12日	土工事業 建築工事業 防水工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第12952号	平成15年1月9日	(有)フルヤ建設工業	鳥生 哲嗣	今治市野間甲725-1	平成19年12月25日	土工事業 及び・土工事業	建設業の廃止
(般-18)第10229号	平成18年7月29日	(有)エイコー住宅産業	尾方 恒和	新居浜市中村松木1-3-36	平成19年12月26日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第70号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川3134番4から 同町下川3136番4まで	旧	メートル 8.0~16.0	キロメートル 0.165	
			新	10.4~24.1	0.165	

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川3134番4から 同町下川3136番4まで	平成20年 1月18日

○愛媛県告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19宇局建（開）第1号 平成19年12月27日	宇和島市祝森字コブタカ甲1575番1、甲1581番1、甲1582番、甲1583番1、 同市祝森字岡崎甲1613番、甲1616番1、甲1617番1、甲1618番、甲1619番 1、甲1620番1、甲1621番1、甲1621番4、甲1622番、甲1623番1、甲16 24番1、甲1625番1及び甲1650番1	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山 田 昇
19松局建（開）第53号 平成20年 1月4日	伊予市市場字打田甲807番5及び甲807番6	伊予市市場甲807番地1 保 田 浩
19松局建（開）第54号 平成20年 1月4日	伊予郡砥部町拾町309番2及び310番2	東温市志津川154番地2 ラッフィナート302号 鈴 木 由 純 鈴 木 由 香

○愛媛県告示第73号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のように変更した。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

(1) 変更前

四国中央市上柏町字門田 589 番 2 及び 589 番 14

幅員 4.0メートル

延長 28.86メートル

(2) 変更後

四国中央市上柏町字門田 589 番 2、589 番 12、589 番 14 及び
589 番 18 並びに同市上柏町字柿本 592 番 1 及び 592 番 2

幅員 4.0メートル

延長 60.51メートル

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町2893番地1

富士住宅産業株式会社 代表取締役 白石 一忠

3 図面省略

1 道路の位置

四国中央市金生町山田井字大平木1091番、1126番9、1126番11、
1126番12、1091番地先水路、1126番11地先農道及び1126番12地先
農道

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町1856番地35

アルファ・プランニング 吉田 茂生

3 図面省略

○愛媛県告示第75号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市金生町下分子馬木1171番1

2 申請人の住所氏名

四国中央市寒川町3612番地

有限会社四国リパブル 代表取締役 飛鷹 節夫

3 図面省略

○愛媛県告示第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第76号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
四国中央市三島宮川三丁目字亀水1002番 8、1002番10及び1002番13
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市三島中央三丁目14番11号
有限会社トラヤ第一不動産 代表取締役 合田 義久
- 3 図面省略

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 1月18日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
 同 白 石 友 一
 同 岡 田 志 朗
 同 田 中 多 佳 子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成19年11月 8 日

（監査の結果）

公務中の警察車両による事故や警察車両運転者の不注意による自損事故が依然として多発しており、職員意識の高揚と事故防止対策の徹底に、一層努められたい。

（措置の内容）

警察車両による交通事故防止のために、次の改善措置を実施して職員意識の高揚と事故防止対策に努めている。

- 1 交通事故防止招致検討会の実施
平成19年度上半期において過失割合の高い事故を惹起した職員を東・中・南予ブロック別に招致し、自らの事故の発生原因及び反省点、再発防止対策を検討し、緊張感を持った運転を心がけるよう厳しく指導して交通安全意識の高揚を図った。
- 2 各種会議等における指導教養の実施
幹部（部長・所属長・次長）会議や随時監察等の機会に交通事故の実態を紹介するとともに交通事故防止の徹底を指示している。
- 3 交通事故を起こした職員の招致
平成19年10月に職員に対して交通事故防止対策に関する文書を新たに発出し、運転の基本的事項を遵守せずに交通事故を惹起した職員及びその監督者を警察本部に招致し、事故概要・事故原因等の説明を求め、交通事故防止について厳しく指導している。
- 4 本部主管課幹部による巡回指導
交通事故を惹起した所属に対し、本部主管課幹部が巡回指導を実施し、所属幹部の指導教養状況を検証するとともに、職員から事故原因等について説明を求めると厳しく指導している。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 1月18日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則（平成13年愛媛県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（愛媛県松山南警察署の管轄区域）</p> <p>第2条 条別列表愛媛県松山南警察署の項公安委員会規則で定める区域は、次の表のとおりとする。</p> <p>松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、北土居町、越智町、<u>越智一～三丁目</u>、北井門町、北井門一～五丁目、居相町、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、東石井町、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町</p>	<p>（愛媛県松山南警察署の管轄区域）</p> <p>第2条 条別列表愛媛県松山南警察署の項公安委員会規則で定める区域は、次の表のとおりとする。</p> <p>松山市のうち土居町、今在家町、今在家一～四丁目、北土居町、越智町、_____、北井門町、北井門一～五丁目、居相町、居相一～六丁目、星岡町、星岡一～五丁目、東石井町、東石井一～七丁目、西石井一～六丁目、古川北一～四丁目、古川南一～三丁目、古川西一～三丁目、天山町、天山一～三丁目、朝生田町一～七丁目、和泉北四丁目、和泉南一～六丁目、市坪南一～三丁目、市坪北一・二丁目、市坪西町、南久米町、北久米町、福音寺町、来住町、南土居町、高井町、久米窪田町、鷹子町、井門町、南高井町、森松町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町、東方町、津吉町、中野町、大橋町、小村町、上川原町、上野町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町</p>

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第1条関係) 交番、駐在所及び署所在地 (1)~(8) 省略 (9) 松山南警察署			別表第1 (第1条関係) 交番、駐在所及び署所在地 (1)~(8) 省略 (9) 松山南警察署		
名 称	位 置	所 管 区	名 称	位 置	所 管 区
石井交番	松山市居相四丁目	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一~四丁目、北土居町、越智町、越智一~三丁目、北井門町、北井門一~五丁目、居相町、居相一~六丁目、星岡町、星岡一~五丁目、東石井町、東石井一~七丁目、西石井一~六丁目、古川南一丁目(榑の宮団地の区域に限る。)	石井交番	松山市居相四丁目	松山市のうち土居町、今在家町、今在家一~四丁目、北土居町、越智町、 <u> </u> 、北井門町、北井門一~五丁目、居相町、居相一~六丁目、星岡町、星岡一~五丁目、東石井町、東石井一~七丁目、西石井一~六丁目、古川南一丁目(榑の宮団地の区域に限る。)
省略			省略		
(10)~(16) 省略			(10)~(16) 省略		

附 則

この規則は、平成20年1月28日から施行する。

雑 報

○公示による通知

古川萬兵衛(愛媛県四国中央市中之庄町字浜之前79番の土地登記簿表題部所有者)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成20年2月7日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成20年1月18日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

平成20年1月7日付け19媛収第26-9号審理の開催について(審理開催の通知)